

官報

号外

昭和二十七年二月二十一日

第十三回 衆議院會議録第十三号

昭和二十七年二月二十一日(土曜日)

議事日程 第十二号

午後一時開議

第一 ボツダム宣言の受諾に伴い

発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

第二 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

第三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

第四 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件
恩赦に関する決議案(大野伴睦君外四十二名提出)

日理第一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

日理第二 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

昭和二十七年二月二十一日 衆議院會議録第十三号 恩赦に関する決議案

日理第三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

日理第四 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案(内閣提出)

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(第十二回国会内閣提出、参議院送付)

午後二時六分開議
○議長(林義雄君) これより會議を開きます。

恩赦に関する決議案(大野伴睦君外四十二名提出)
(委員会審査省略要求事件)

○議長(林義雄君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大野伴睦君外四十二名提出、恩赦に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林義雄君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林義雄君) 御異議なしと認めます。よつて日理は追加せられました。恩赦に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。大野伴睦君。

恩赦に関する決議案
恩赦に関する決議

政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

恩赦に関する決議案
政府は平和條約の発効に當り、全國の被疑者、被告人及び刑の言渡を受けた者に対し広範圍の恩赦を行うべし。

右決議する。

〔大野伴睦君等壇〕
○大野伴睦君 諸君、ただいま議題となりました恩赦に関する決議案について、提案者として趣旨弁明を行いたいと思ひます。

最初に決議案の案文を朗読いたします。

二六

行い、またこの 兵庫県村委員より、肥料配給公団の清算に關し簡便な置問がございました。本法律案は二座からなる簡單なもので、趣旨は明瞭であります。また、これが具体的内容となっております。肥料配給公団は、すでに昭和二十五年七月三十一日廃止され、現在なお清算過程にありますので、清算並びに同公団令失効後の期間の適用については、今後とも存続させることはもとより當然の措置と考えられるのであります。また食糧確保のための臨時措置に關する改令の廃止に關し、

しては、政令第三百十五号政府に売り渡すべき昭和二十六年産米穀に関する政令中に必要な手続規定があり、また現在の食糧事情より見て、このボツダム政令の实体規定を、もはや必要としません。従いまして、本法律案には各委員とも異議がございませんでした。次いで、翌十四日、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

○議長(林義治君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認め、よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日曜第二、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案を議題といたします。大蔵委員長佐藤重雄君。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案

1 政府は、開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十七年

において、一般会計から、十五億三千二百二十一万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔佐藤重雄君登壇〕

○佐藤重雄君 たいさう議題となりました。開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、開拓者資金融通特別会計における農地の開拓者に対する貸付資金として、昭和二十七年において一般会計より十五億三千二百二十一万円を同会計に繰り入れようとするものであり、これにより新規入植七千戸、二十六年度入植六千五百戸、二十五年度入植一万戸に對し營農資金を貸し付けるほか、右諸農業者促進のための特別貸付を行うことを予定いたしました。

当委員会におきましては、去る二月五日、政府当局より提案理由の説明を聴取し、開拓政策、開拓地の接收に對する補償の問題等をめぐり、数日におつて慎重審議を重ねましたが、その詳細につきましては速記録に譲りたいと存じます。

次いで、十九日質疑を打ち切り、討論に入りまして、早稲田柳右二門君は改進黨を代表して、食糧政策及び農村対策の見地から、さらに積極的な予算措置を講じて開拓事業の推進をはかられたとの強い希望を付して本案に賛成され、松尾トシ子君は社会党を代表して、警察予備隊の演習地、駐留軍の軍用地等に充てるための開拓地の接收は原則としてこれを行わないこととし、万やむを得ざる場合においても、開拓者の窮状にかんがみ十分なる補償を與えることを條件として本案に賛成され、また三宅則義君は自由党を代表して本案に賛成の旨討論されました。

統一して採決の結果、起立議員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認め、よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く特別訓令に關する法律案(内閣提出)

第四 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く建設省関係命令の措置に關する法律案(内閣提出)

第五 政府当局より提案理由の説明を聴取し、開拓政策、開拓地の接收に對する補償の問題等をめぐり、数日におつて慎重審議を重ねましたが、その詳細につきましては速記録に譲りたいと存じます。

次いで、十九日質疑を打ち切り、討論に入りまして、早稲田柳右二門君は改進黨を代表して、食糧政策及び農村対策の見地から、さらに積極的な予算措置を講じて開拓事業の推進をはかられたとの強い希望を付して本案に賛成され、松尾トシ子君は社会党を代表して、警察予備隊の演習地、駐留軍の軍用地等に充てるための開拓地の接收は原則としてこれを行わないこととし、万やむを得ざる場合においても、開拓者の窮状にかんがみ十分なる補償を與えることを條件として本案に賛成され、また三宅則義君は自由党を代表して本案に賛成の旨討論されました。

統一して採決の結果、起立議員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認め、よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く特別訓令に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

第一條 左に掲げる命令は、廃止する。要求物資使用收用令(昭和二十年勅令第六百三十五号)

土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百三十六号)

要求物資使用收用令の廃止に伴う経過規定

第二條 この法律施行の際現に要求物資使用收用令に基き使用されてゐる連合国最高司令官の要求に係る物資(以下「要求物資」という)は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

2 この法律施行前に要求物資使用收用令に基き用され、又は收用された要求物資及び前項の要求物資に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

(土地工作物使用令の廃止に伴う経過規定)

第三條 この法律施行の際現に土地工作物使用令に基き使用されてゐる土地又は家屋その他の工作物(以下「工作物」という)は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

4 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く特別訓令に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

引き続き同令の規定により使用することができる。

2 この法律施行前に土地工作物使用令に基き使用された土地又は工作物及び前項の土地又は工作物に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

(罰則に關する経過規定)

第四條 この法律施行前にした要求物資使用收用令又は土地工作物使用令に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く特別訓令に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く建設省関係命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く建設省関係命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く建設省関係命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く建設省関係命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く建設省関係命令の措置に關する法律案

昭和二十七年二月二十一日 衆議院會議録第十三号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達行関係諸命令の廃止に関する法律案外一件

の措置に関する法律案(内閣提出)に
関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔松本一郎君登壇〕

○松本一郎君 たいま議題となりまして、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達行関係諸命令の廃止に関する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る一月二十二日、本委員会に付託され、一月二十八日より四回にわたりまして委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

政府側の説明によりますれば、特別調達行関係のボツダム勅令である要求物資使用勅令及び土地工作物使用勅令は、連合軍最高司令官の要求に基いて日本政府が物資並びに土地及び工作物を提供する義務を果すために制定されたものである関係上、平和條約の発効後はこれを廃止することが妥協である。

〔議長退席、副議長登壇〕

但し、占領軍は條約の効力発生後なお九十日間日本に留置し得ることになつてゐる関係上、本命令によつて使用したたは收用した物資並びに土地及び工作物についてはなお九十日間引続き効力を有することにしたことである。

次に、本案に関し政府当局との間に行われた質疑応答の主要なるものについて申し上げます。

第一に、平和條約発効後もが同じ駐留する外国軍隊の同様な要求に應ずるためにはいかにするかという点であります。これに対しては、行政協定締結の結果明らかになれることではあるが、できる限り独立国家として對等

な立場において契約したい旨の答弁がありました。

次に、平和條約の発効後九十日間も政令の効力を存置せず、さらに早い機会に平常的な契約に切りかへられないかという点であります。これに對しては、從來といへども実際に法令を發動した例はなく、今後大体同様の見込みであるが、形式上占領軍の留置期間効力を存置したのみであるとの答弁がございました。

最後に、本件に関連して、占領軍あるいは駐留軍の物資調達は相當膨大な数量に達すると思われるが、これがわが国の経済に及ぼす影響を調整するために政府は特別の措置を講じているかという点であります。この点に關しましては、行政協定等により遺憾なきを期したいという答弁がございました。

次に討論に入り、共產党を代表して池田委員より本案の賛成の旨の意見の開陳があり、採決の結果、全会一致を以て本案を可決いたしました次第でございます。

続いて、たいま議題となりましてボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設関係諸命令の措置に關する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

必要の規定を設けているのであります。従ひまして、今後におきましても引続きその空軍実を運用できるよう、この政令を法律に切りかへんとするものであります。

本法案は、二月四日、本委員会に付託され、十四日より質疑を行つたのであります。その詳細は速記録に譲ることとし、次にその要點のみを申し上げます。すなわち、その目的がわが国の経済再建のために空軍実を広く利用せしむるためのものとして、利用の手段、制限あるいは保管の責任等の規定等はあまりにも主體性のないものであるのみならず、ことに第十七條の罰則の規定等は過酷に過ぎるものではないかとの質問に對しましては、これらの空軍実を連合軍最高司令官から日本国政府に貸與された貴重なる資料であり、現在建設省地理調査所において責任をもつて保管してゐるものであつて、これを一般に利用させるために必要な使用、保管等の手段を明記したにすぎないものであつて、この手続と條件に合致するものに対してはいつでも利用せしめ得るものである。また第十七條の規定は、その保管の責任を明確にするための最小の罰則であると思ふ、しかしながら、本法案全般については、完全独立後においてこれに對する限り近い機会においてこれを改正し、自主性を持たせたいとの答弁がありました。

かくして、十九日討論に入りましたところ、改進黨を代表して村瀬宣親君、日本社会党を代表して前田繁之助君より、それら、これらの空軍実を貸與された空軍実を建設省地理調査所において保管し、これを戦災復興または経済再建の事業のために必要がある場合においては用ゐることができる公共団体の機關が広く利用できるように、その保管、利用の手続等について

國民としてまことに遺憾であるから、完全独立後においては自主的に保管できるように改正すべしとの條件を付して賛成の旨を、次いで共產党を代表して池田委員より、日本社会党第二十、三控室を代表して田中繼之進君より、それら、本法案のごとく占領軍の政令をそのまま独立後においても国内法として存続せしめることは遺憾であるとして反対の旨の討論でありました。

次いで採決に入り、多数をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、きわめて簡単に御報告申し上げます。

〔拍手〕

○副議長(若本信行君) 討論の通告があります。これを許します。池田委員。

〔池田委員登壇〕

○池田委員 私は、日本共産党を代表いたしました。たいま提案された二つの法律案につき、第一の法律案については賛成、第二の法律案については反対の討論をしようとする者であります。

第一の法律案である、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達行関係諸命令の廃止に関する法律案、この諸命令というのは、占領軍の必要とする物資、建物、土地、これを自由に日本國民から没收徴発すること、命令のために、今日まで日本國民は莫大な土地、建物を占領軍から没收あるいは徴發され、非常な苦惱をなまさせられていたものであります。政府の答弁によりますと、直接このボツダム勅令が發動されたことはまだ一件もないのだというような答弁をしておりません。そして、あくまでも自由契約に基いていたのだ、こういう答弁でございますが、しかしながら、その自由契約というのはあくまでも形式であり

まして、もしたゞその調達に應じない場合にはこのボツダム勅令を發動するのだという脅迫的な役割を完全に果たしたものであります。つまり、間接的には強力かつ有効にこの勅令が發動していたのであります。これをなくするということは、これは共産党として反対する理由は何もございせんが、しかしながら、政府はこれを決して完全になくしておられるのではありません。新たに法案の準備をしておられるのであります。これは新聞の報ずるところによりまして、土地收用法を改悪いたしました。この土地收用法の中に、米軍の基地のために使用する農地やその他を強権をもつて收用することができるといふような條項を入れようとしておられるのであります。

私は、たいま提案されたこの法案には賛成ではありますけれども、再びこの法案と同じような、そういう勅令と同じような、強力な権限をもつて日本國民に耐えがたき負担を負わすような、そういう立法措置に對しましては絶対反対するものであるというところを、この際申し上げておきたいと思ふのであります。

次に、第二の法案である、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設関係諸命令の措置に関する法律案であります。この建設関係諸命令というのは、占領軍が日本の國土を上空から撮影いたしました空軍の原板を地理調査所に貸與して、地理調査所はこれを複製いたしました。この複製いたしました空軍はこれを日本の建設関係利用にせよといふような措置であります。この空軍実といふのは占領軍から貸與されたといふことになつております。ところが、實際には原板を貸與されたのであります。これを複製する場合に、日本の

金で、日本の印紙で、日本の炭液で複製したものであります。ところが、この複製した写真が依然として貨物とされたことになつておるのではありません。そして、複製した写真につき嚴重なるひもつきが行われておるのではありません。原板は借りたものでありますけれども、複製したものを借りたものであるというくつは、どこをいつても出て参りません。また、これは無形のものを買取されたということになつておるのではありません。つまり、その複製された写真には日本の国土が載つておる。この日本の国土が載つておるといふことが無形の写真が、これが貨物とされたことになつておるのではありません。その論理を突き詰めて行きますと、日本の国土をアメリカから借りておるのだという結論に達するのであります。

しかも、この写真は何人も複製することができないということになつておる。もしこの規定を犯すならば、一年以下の懲役、三万円以下の罰金だということをやるのだ。これを地理調査所に質問したところ、彼が、これは金がかかるからであらう、あるいはまた自由に複製せるといふ狂言を生ずるのだ、これだけなのであります。金がかかるからといって、それは複製する者の自由であります。しかし、金をかけて複製して一年以下の懲役に処せられる、こういうことは、これは答弁でも何でもございませう。また、この国会議員を購着しているといふわけにはなりません。あるいはまた狂言を生ずるなどといつておられますけれども、空中写真の複製をやりまして、狂言を生じないで撮影できるという技術は日本にもございませう。決して地理調査所の独占ではございませう。そういうふうに答弁しておられますが、実際にはこれは明らかに軍事的な意味を持つてゐるからであります。日本上空から撮影した写真、その写真にアメリカの軍事基地や電報線所や、あるいは飛行基地や、軍港や、秘密の場所があるから、だから絶対に秘密にしなければならぬのだという、いわゆる軍機保護法の意味を持つてゐるからであります。でありますから、ただいま軍法會議に処せられております日本共産党員の飯田七三氏その他の人たちの事件を見まして、あの人たちが日本の地図を持つておつた、日本の地図をまん中に置いて相談していたというだけの事件をもつて、警官が首名を動員してこれを逮捕してゐるのではない。この地図はどこから出たのだといつて、地理調査所を何百人の警官が家宅搜索してゐるにやないか。こういうふうには、われわれは今や空中写真ばかりではない、一枚の日本の国土の地図を自由に見ることができないうつた、な不自由な状態になつてゐるのだ。(拍手) われわれは、かような日本国民を外国の奴隷にして、日本の国土も自由に見ることができないような、こういうたゞの非勅令を存続するといふ法案に對しまして徹底的に反對するものであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(若本信行君) まさ日曜第三につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に日曜第四につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(第十二回国会内閣提出、参議院送付)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、第十二回国会内閣提出、参議院送付、財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大該委員長佐藤重雄君。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(以下「改正法」といふ)は、前項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる。経費は、これを繰越明許費といふ。

第十五條第一項中「歳出予算の金額の下に」若しくは「繰越費の総額」を加へる。

第十六條中「歳入歳出予算の下に」繰越費、繰越明許費を加へる。

第十七條及び第十八條第一項中「歳出」の下に「繰越費、繰越明許費」を加へる。

第二十條第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を、繰越費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「定経費要求書」といふ)に改める。

第二十一條中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書」に改める。

第二十二條中「歳入歳出予算の下に」繰越費、繰越明許費を加へる。

第二十三條中「その性質」の下に「に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分する」を加へる。

に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従ひ、数年度にわたつて支出することが出来る。

前項の規定により数年度にわたつて支出することが出来る経費は、これを繰越費といふ。

第十四條の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費といふ。

第十五條第一項中「歳出予算の金額の下に」若しくは「繰越費の総額」を加へる。

第十六條中「歳入歳出予算の下に」繰越費、繰越明許費を加へる。

第十七條及び第十八條第一項中「歳出」の下に「繰越費、繰越明許費」を加へる。

第二十條第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を、繰越費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「定経費要求書」といふ)に改める。

第二十一條中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書」に改める。

第二十二條中「歳入歳出予算の下に」繰越費、繰越明許費を加へる。

第二十三條中「その性質」の下に「に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分する」を加へる。

第二十五條 繰越費は、その支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に区分し、更に各項ごとにその總額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

第二十八條第二号中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書」に改め、同條第九号を同條第十号とし、同條第八号の次に次の一号を加へる。

九 繰越費についての前年度未だの支出額、前年度未だの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出の予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調査

第三十一條第一項中「歳入歳出予算」の下に「繰越費」を加へる。

第三十二條中「歳入歳出予算」の下に「及び繰越費」を加へる。

第三十三條第一項本文中「歳出予算」の下に又は「繰越費」を加へる。

同條第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第三十四條第一項中「一の支出の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」といふ)に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出担当事務職員(以下これを「支出担当事務職員」といふ)にこれを定め、支出負担行為又は「支出担当事務職員」に支出の所要額を

昭和二十七年二月二十一日 衆議院會議第十三号 財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案

一一〇

定め、三、改め、同條第二項中「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為又は及び」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三十四條の二 各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基き、支出負担行為(国の支出の原

因となる契約その他の行為をいふ。以下同じ。)の実施計画に關する書類を添付し、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び會計検査院に通知しなければならぬ。

第三十七條に次の一項を加える。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならぬ。

第三十九條及び第四十條第二項中「歳出決算報告書並びに」を加える。

及び「歳出予算の経費の金額のうち、」に「終らなかつた経費の金額」と終らなかつたもの当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに關連して支出を要する経費の金額を含む。に改める。

第四十三條の二 継続費の毎會計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二條の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、通次繰り越して使用することが出来る。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならぬ。

前條第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

(會計法の一部改正)
第三條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四條の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員にその所掌の歳入の徴収に關する事務を委任することが出来る。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前項の事務を委任することが出来る。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、歳入徴収官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)に事故がある場合(歳入徴収官が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といひ、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官といふ。

第五條中「官吏(国会の職員を含む。以下同じ。で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者(以下歳入徴収官といふ)を「歳入徴収官」に改める。

第十條中「財政法第三十四條を「財政法第三十四條の二に改める。

第十三條中「予算」を「歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四條の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四條」を同項に「支出負担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

第十三條の四 各省各庁の長は、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為に關する事務を委任することが出来る。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に、前項の事務を委任することが出来る。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為を担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)に事故がある場合(支出負担行為を担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二 第五項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為を担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為を担当官といふ。

第十三條の二 支出負担行為を担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為を担当官に對し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に關する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことが出来ない。この場合において、支出負担行為を担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねてゐるときは、その確認は、自ら行なうなければならない。

第十三條の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について確認を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に支出負担行為の確認を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為の確認官(第一項又は前項の規定により支出負担行為の確認を行う職員をいふ。以下同じ。)に事故がある場合(支出負担行為の確認官が第四項において準用する第四條の二第五項

において準用する第四條の二第五項

の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含むに於けるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを適用する。

第三項の規定により支出負担行為の認定官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為の認定官とする。

第十三條の四 前條の場合において、支出負担行為を担当官が支出負担行為をなすには、第十三條の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為の認定官に添付し、政令の定めるところによりその認定を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に記載された後でなければこれをなすことができない。

第十四條第二項中「認定」を「確認又は認定」に改める。

第十六條中「官吏」を「職員」に改める。

第十七條中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十八條第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十三條中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四條から第二十五條の二までを次のように改める。

めの小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項に規定する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ）に事故がある場合（支出官が第四項において適用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを適用する。

第二十五條 削除

第二十九條中「大蔵大臣に協議して」を「政令の定めるところにより」に改める。

第三十條中「官吏」を「職員」に改める。

第三十九條中「官吏」を「職員」に改める。

第四十條 各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、代理出納官吏及び分任出納

官吏以外の職員をして現金又は物品の出納保管の事務を取り扱わしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管の事務を取り扱う職員は、これを出納員とする。

同條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員を出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とすることができる。

前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所属の職員を出納員とすることができる。

第四十七條中「小切手等」を「官」に改める。

第四十八條中「第十三條の二の規定による認定」を「支出負担行為の確認又は認定」に改め、「第二十五條の規定による認定」を「確認」に改める。

第四十九條中「官吏」を「職員」に改める。

（会計法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 会計法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二十四号）の二を次のように改正する。

附則中第一項の項番号並びに第二項及び第三項を削る。

（公同等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部改正）

第四條 公同等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「これを款及び項と収入にあつては、その性質に従つて款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十一條の見出し中「支出負担行為の計画及び」を削り、同條第一項中その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び及び「支出負担行為又は」を削り、同條第二項中「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為及び」を削る。

第十三條中「支出負担行為」を「公同の支拂の原因となる契約その他の行為」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第五條 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「収入の性質及び支出の目的に従つて款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十五條の見出し中「支出負担行為の計画及び」を削り、同條第一項中「その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び及び支出負担行為又は」を削り、同條第二項中「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為及び」を削る。

第二十二條中「支出負担行為」を「公庫の支拂の原因となる契約その他の行為」に改める。

（各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分の特例）

第六條 政府の各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分については、各特別会計法の規定にかかわらず、歳出の目的に従つて項に区分するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。但し、継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る改正規定は、昭和二十七年度の予算から適用する。

2 昭和二十六年度以前の予算に係る歳出予算及び支出予算の区分については、なお従前の例による。

3 改正前の財政法第二十五條の規定により翌年度に繰り越して使用することについて国会の承認を経た昭和二十六年度の歳出予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4 この法律施行前、改正前の会計法第十三條の二の規定による認定を受けた支出負担行為をこの法律施行の際また支出負担行為としていないものについては、改正後の同法第十三條の二の規定による認定又は改正後の同法第十三條の四の規定による認定を受けたものとみなす。

5 この法律施行の際改正前の会計法又はこれに基く命令の規定により歳入徴収官、支出負担行為を担当官及び支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員である者は、この法律施行後は、それぞれ改正後の同法の相当規定による歳入徴収官、支出負担行為を担当官、支出官並びにこれらの者の

昭和二十七年二月二十一日 衆議院會議録第十三号 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案

昭和二十七年二月二十一日 衆議院會議録第十三号 財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案

代理官及び分任官並びに出納員になつたものとみなす。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第十六号中「支出負担行為の下」の「実施計画」を加え、同條第十七号を次のように改める。

十七 削除
第八條第七号中「支出負担行為の下」の「実施計画」を加え、同條第八号を次のように改める。

7 郵政省設置法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第十四号を削り、同條第十五号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

8 電気通信省設置法(昭和二十三年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

9 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「第十三條の二第一項」を「第十三條第三項」に改め、同項第二号中「第十三條の二第一項」を「第十三條第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏」を「職員」に改め、同條第三項中「支出負担行為の認定(會計法第三條の二の規定による支出負担行為の認定)」を「支出負担行為の認定又は認定(會計法第

十三條の二の規定による支出負担行為の認定及び同法第十三條の四の規定による支出負担行為の認定)」に改める。

財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(第

十二回同会内閣提出衆議院送付継続審査事件)

本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつてここに送付する。

昭和二十七年二月十八日
衆議院議長 佐藤 尚武
衆議院議員 林義治郎
(小及び一は衆議院議員)

財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(第
十二回同会内閣提出衆議院送付継続審査事件)

後、會計年度の予算の審議において、当該審議に基き、前項の規定による支出負担行為の認定及び同法第十三條の四の規定による支出負担行為の認定)」に改める。

第二十五條 繰越費は、その支出に因係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内において、項に区分し、更に各項ごとに、その総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならぬ。

第三十四條の二 各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算、繰越費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、繰越費又は国庫債務負担行為に基いて、支出負担行為(国の行為の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ)の実施計画に関する書類を制作して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

連して支出を要する経費の金額を含むに改める。

第四十三條第一項中「前條を」第十四條の三第一項又は前條但書に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二 経費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二條の規定にかかわらず、経費に係る事業の完成年度まで、逐次繰り越して使用することができ。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

(会計法の一部改正)
第二條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができ。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員

に、歳入徴収官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(歳入徴収官が職務にある者でより指定された職員に就任する者であつたときを含む)を含むに、かかるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職に在る者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といひ、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官といひ、第五條中「官吏(国会の職員を含む。以下同じ)で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者(以下歳入徴収官とす。以下同じ)」を「歳入徴収官」に改める。

第十條中「財政法第三十四條」を「財政法第三十四條の二」に改め、財政法第三十四條の二に改める。

第十二條中「予算」を「歳出予算、経費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四條の二第一項に規定する経費に係るもの」に改める。

第十三條から第十三條の四までを次のように改める。

第十三條 各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為を担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(支出負担行為を担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為を担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(支出負担行為を担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為を担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為を担当官といひ、

第十三條の二 支出負担行為を担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書

類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為を担当官に對し政令で定めるところにより示達された歳出予算、経費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことができる。この場合において、支出負担行為を担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

第十三條の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について確認を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の確認を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為を担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(支出負担行為を担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為を担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(支出負担行為を担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為を担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(支出負担行為を担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為を担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(支出負担行為を担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む)におけるその事務を代理せしめることができる。

務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為を担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為を担当官といひ、

第十三條の四 前條の場合において、支出負担行為を担当官が支出負担行為をなすには、第十三條の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為を担当官に送付し、政令の定めるところにより、その確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことができる。

第十四條第二項中「確認」を「確認又は確認」に改める。

第十六條中「官吏」を「職員」に改める。

第十七條中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

條の第二項を第十三條の第三項に改め、同項第三号中「第二十五條第一項」を「第二十四條第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏を職員に改め、同條第三項中支出負担行為の認定を會計法第十三條の規定による支出負担行為の認定」と支出負担行為の認定又は認定(會計法第十三條の規定による支出負担行為の認定)の認定及び同法第十五條の四の規定による支出負担行為の認定に改める。

財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(第二十回国会内閣提出、参議院送付)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○佐藤重雄君(参事) たいにま議題となりました財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案を大蔵委員會において審議いたしました、その審議の結果並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る第十二国会において本院を通過し、爾來参議院において継続審議中であつたものであります。が、今回同院において修正議決の上本院に送附され、去る十八日、本委員會に付託されたものであります。修正されたおもな点は、大要次の三點であります。すなわち第一點は、原案では継続費の年限を定めなかつたのを、修正案では、その會計年度以降五箇年以内とし、但し予算をもつて同法の議決を経てさらにその年限を延長できることとしたこと、第二點は、國會が継続費成立後の會計年度の予算審議に當つてその継続費を審議できることとしたこと、第三點は、右の改正は昭和二十七年からこれを適用すること

としたことであります。本委員會におきましては、昨三十日、提案理由の説明を省略の上、右の修正部分について便宜政府當局より詳細なる説明を聴取いたしました後質疑を行つたのであります。その詳細につきましては速記録に譲ることといたします。かくて、同日質疑を打ち切り、本日討論に入りまして、川島金次君は日本社会党を代表して、継続費について憲法上若干の疑義であり、また継続費の内容が広範で、金額上の制限もなく、万全のものとは思われないが、現段階における諸般の事情に久保田精松君は日本社会党二十三控黨を代表して、継続費が再軍備利用せられることのないことを條件として賛成を表明され、また三宅則義君及び富田喜助君は、それ、自由党及び改進黨を代表して、適切な改正であることを理由として本案に賛成の旨討論せられました。

続いて採決の結果、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許し手。高田富三君、(高田富三君登壇)
○高田富三君 私は、日本共産黨を代表して財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案につきまして反対の意を表明するものであります。

申し上げるまでもなく、財政法は予算編成の基礎たるべき法律であります。現在、わが國の予算の性格が、ますます特定外國の意圖に沿ひ、自主性のない予算でありますことは、しばしば本議場におきまして明らかにされた通りであります。この自主性を失ひ、したがわが國の予算を運営し、そして現在何がもたらされていくかということにつきましても、現に進められております予算委員会において、これらさまざまな明瞭に白くされていく。すなわち、再軍備のため、新たな戦争の準備のためといふことが、今固はきわめて明白にされていくのであります。この財政法の改正が何を意圖するものであるかといふことは、これまた論議するまでもなく明らかであります。

この改正の一番重要な点としておられますのは、継続費を認めるという点になつておる点であります。この点は修正されておられません。継続費は依然として認められておられ、ただ数年度にわたつてというところが、五年以内といふふうになり、修正になつておるわけであつて、本質的には何ら修正になつておらないのであります。

元來、わが國の新憲法におきまして継続費が認められておらないといふことは、かつてわが國が大戦争をやりましたときの旧憲法の継続費の規定に基き軍事予算、戦争準備の予算といふものが公然と組み込まれて、これによつて突然上から侵略政策が財政的に可能となり、準備されたことは明らかであつて、これを許されたことは明瞭に言つて、新憲法におきましては継続費といふものが認められておらないものとあるといふことは、非常に明瞭なことであります。それを今回改めて継続費を認めるということになりましたのは、この意圖といふものはまづたたく明白であります。今審議中の予算が再軍備の予算ではないといふか、千のとを言つてはいない、日本國民八千万のうちで、またアメリカその他全世界

を通じて、きわめて少數の、自由黨の何百人かの議員だけなのであります。それから、これは明瞭な性格の予算が出されておられますときに、この継続費が平和的なものである、戦争に關係のない、軍備に關係のないものであるなどといふことは、まづたたく説教もはなはだしいことであつて、國民を納得せしむることは、とうていできないのであります。

大体憲法違反といふことにつきましても、委員会等におきましても相當各委員から発言がありまして、明らかにされたのでありますけれども、憲法違反の問題は、單なるこの法律に限らず、根本におきまして軍事予算を編成するといふこと自体がすでに憲法違反であり、またその他各般の民主主義の原則、平和の原則といふものに違反した諸法令、諸政策が公然と行われておる現在におきましては、憲法違反を論議すること自体が、またかといふくらいに、もうほとんど普通になつてしまつておる。

しかしながら、これは非常に重大なことであつて、こういうふうな公然と憲法違反がやられ、そしてあたかもそれが違反しないかのごとき詭弁が通用するといふような事態は許せないことであるといふことは、もつと現政府のやつておることは、これ一つの憲法違反論をやりました意味がない。と申しますのは、大体現在ポツダム宣言、この國際的な大宣言を公然と無視する、公然とこれを蹂躪しつつ強引な外交を推し進めつつある軍國主義的な國際勢力、この國際勢力の最も愚劣なる下僕としての政治をやつておるの、それを使命とするのが現在の日本の政府であります。この政府は、憲法に違反することなくしては自己の使命

を果すことができないのであります。こゝに於て公然と、まづたたく恥知らずの戦争の準備のための財政法の改正、これが通過すれば、今度は公然たる戦時予算といふものも現われるといふことは明らかに予想しなければならぬ。私は、かかる意味におきまして、本案に絕對にわが黨は賛成するものでないことを、この機会に明らかにしておきたいのであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。午後三時散會

出席國務大臣
法務總長 木村惣太郎君
建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 岡野 清三君
出席府委員
特別副議長 長岡 伊八君
大蔵政務次官 西村 直己君
農林政務次官 野原 正勝君

朗読を省略した報告
一、去る十八日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

警察予備隊長 中村 卓
警務部長 岩谷 直光
警務局長 岩谷 直光
警務局長 岩谷 直光

一、去る十八日、内閣總理大臣から、参議院議員奥村君を日本工業

昭和二十七年二月二十一日 衆議院會議録第十三号 議長の報告

一、調査委員会に任命することについて
国会法第三十九條の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。
去る十九日議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵省主税 泉 美之松
大蔵省主計 賴 正之
大蔵省主計 平井 平治
大蔵省主計 賴 正之
大蔵省主計 平井 平治

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十八日議長において承認した中村外一名を去る十九日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
去る十八日、内閣総理大臣から、衆議院議員小浦裕吉を閣内閣議員に任命することについて閣内閣法第三十九條の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

一、去る十九日、内閣総理大臣から、公正取引委員会委員に山本茂君を任命した旨の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。
去る十九日議長は吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十九日議長において承認した泉美之松外二名を去る二十日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
運輸委員 中野 武雄君
郵政委員 山本 猛夫君
郵政委員 山本 猛夫君
郵政委員 山本 猛夫君
郵政委員 山本 猛夫君

一、去る十六日議長において、次の通任委員の補欠を指名した。
運輸委員 成田 知巳君
郵政委員 山本 猛夫君
郵政委員 山本 猛夫君
郵政委員 山本 猛夫君
郵政委員 山本 猛夫君

一、去る十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十八日議長において、次の通任委員の補欠を指名した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

一、去る十九日議長において、次の通任委員の補欠を許可した。
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君
労働委員 松尾トシ子君

定価 一部 十 円
発行所 東京新聞社印刷部
昭和二十七年二月二十一日